

(平成23年3月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成 16 年 7 月 15 日は 15 万円、同年 12 月 21 日は 27 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 15 日
② 平成 16 年 12 月 21 日
③ 平成 17 年 12 月 20 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の各月に賞与の支払いを受け、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録が無かったため、申立期間の賞与の年金記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与明細書及び事業主が提出した賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立人は、申立期間①及び②において、厚生年金保険料を賞与から控除されていることが確認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞

与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額は、前述の賞与明細書及び賃金台帳から平成 16 年 7 月 15 日は 15 万円、同年 12 月 21 日は 27 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出し同保険料を納付したと主張しているが、これを確認できる当時の資料は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立人が提出した前述の賞与明細書及び事業主が提出した賃金台帳において確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険料を賞与から控除されていることが確認できる。

なお、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間③に係る標準賞与額は、前述の賞与明細書及び賃金台帳から 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出し同保険料を納付したと主張しているが、年金事務所が保管している健康保険厚生年金保険賞与支払届において、申立人の申立期間③に係る賞与支払記録が確認できないことから、事業主は、申立人の当該期間に係る健康保険厚生年金保険賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年12月21日から48年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を48年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月1日から同年7月1日まで
② 昭和47年12月21日から48年5月1日まで

私は、C社を退職した直後の昭和46年4月1日から62年3月31日まで継続してA社及び同社と事業主が同一の関連会社であるD社（現在は、いずれもB社）に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の申立期間当時の同僚の証言により、申立人は申立期間②について同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立期間②にA社に勤務していた前述の同僚は「自分が勤務していた頃、申立人は確かに勤務していた。」と証言し、オンライン記録を見ると、当該同僚の厚生年金保険の被保険者としての記録は、申立期間②にわたり継続していることが確認できる上、当該事業所の関連会社であるD社に勤務し、昭和48年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚は「自分が退職したときは、申立人はまだ勤務していた。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金

保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における昭和47年11月のオンライン記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの資格喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、これを行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、申立人は、C社を離職した翌日の昭和46年4月1日からD社又はA社に勤務したと主張している。

しかし、B社は、D社又はA社における申立人の申立期間①における勤務実態は不明と回答している上、申立期間当時にD社及びA社に勤務していた同僚からも証言を得られないことから、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、事業主は申立期間当時の関連資料を有しておらず、申立人の申立期間①における勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情が無い上、D社及びA社における申立期間①に係るオンライン記録の整理番号に欠落も無い。

このほか、申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成14年2月から同年12月までは41万円、15年1月から17年3月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成14年2月から17年3月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月1日から17年9月1日まで
私のA社に係る申立期間の標準報酬月額の記録は、私の給与と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成14年2月から同年12月までの期間については、B市役所が保管する申立人に係る住民税課税基礎情報から確認できる給与収入額及び社会保険料の金額は年額であるところ、申立人が提出した普通預金元帳から確認できる当該期間の給与の口座振込額がおおむね一定していることから、47万円の標準報酬月額に相当する給与が支給され、41万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されたことが推認される。

また、申立期間のうち、平成15年1月から16年12月までの期間については、C市役所が保管する住民税課税基礎情報及び当該期間の口座振込額がおおむね一定していることから、44万円の標準報酬月額に相当する給与が支給

され、47 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されたことが推認される。

さらに、申立期間のうち、平成 17 年 1 月から同年 3 月までの期間については、当該期間の口座振込額が、前述の住民税課税基礎情報等から給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額を推認できる 16 年 9 月、同年 10 月及び同年 12 月と同額であることから、給与の支給額及び厚生年金保険料の控除額についても、一致しているものと推認される。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成 14 年 2 月から同年 12 月までは 41 万円、15 年 1 月から 17 年 3 月までは 44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対し、申立てどおりの報酬月額での届出を失念しており、また、当該期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 17 年 4 月から同年 8 月までの期間については、申立人が提出した普通預金元帳からは、給与の口座振込の記録が確認できず、申立人及び A 社は、給与の支給は無かったと供述しており、このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和60年9月は11万8,000円、同年10月から61年1月までは11万円、同年2月は11万8,000円、同年3月は11万円、同年4月から平成元年9月までは11万8,000円、2年9月及び3年10月から4年9月までの期間は12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月17日から平成6年3月16日まで
私のA社（後に、B社に改称）での標準報酬月額の記録は、私の給与と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、昭和60年9月は11万8,000円、同年10月から61年1月までは11万円、同年2月は11万8,000円、同年3月は11万円、同年4月から平成元年9月までは11万8,000円、2年9月及び3年10月から4年9月までの期間は12万6,000円に訂正する

ことが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散しており、当時の事業主及び経理事務担当者は死亡している上、連絡がとれた役員は詳細を把握していないため、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 59 年 9 月から 60 年 8 月までの期間、平成元年 10 月から 2 年 8 月までの期間、同年 10 月から 3 年 9 月までの期間及び 4 年 10 月から 6 年 2 月までの期間については、申立人の保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録上の標準報酬月額と同額又は低額であることから、当該期間は、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 26 日から 41 年 5 月 21 日まで
年金記録によると、A社を辞めた後、昭和 41 年 12 月に脱退手当金を受給したことになるが、請求や受給した覚えは無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているところ、申立人が2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、脱退手当金の支給決定日である昭和 41 年 12 月 13 日の約半年前の同年 6 月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の直後に国民年金に加入し、60 歳到達まで国民年金保険料を全て納付していることを踏まえると、年金記録をつなげる意思がうかがわれるとともに、加入時点において、申立期間を厚生年金保険期間として認識していたことがうかがわれ、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

加えて、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後で管理されている女性 69 人のうち、当該事業所を最終事業所として脱退手当金を受給しているのは、申立人を含めてわずか 3 人であることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年5月1日から34年5月1日まで
② 昭和34年6月1日から35年4月1日まで
③ 昭和37年1月29日から同年4月2日まで
④ 昭和37年9月26日から40年9月24日まで

昭和33年5月1日から断続的にA事業所（現在は、B事業所）に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録を確認できなかった。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②の一部について、A事業所に勤務していたことは、B事業所が保管する申立人に係る人事記録により確認できる。

しかしながら、B事業所は、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる資料を保管していない上、当該期間にA事業所に勤務していた複数の同僚からは、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができないことから、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、申立期間①、②及び③において申立人と同様にA事業所に勤務していた複数の同僚は、勤務期間のうち一部しか厚生年金保険の加入期間が無いと証言しており、同事業所では、断続的に雇用する職員については、その全ての期間を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと推認される。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落も無い。

加えて、B事業所は、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料を給与か

ら控除していた事実を確認できる資料を保管していないため、厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、昭和28年12月1日から37年9月27日までであることが確認でき、申立期間④のうち、37年9月27日から40年9月24日までについては、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑥について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間⑤について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月 27 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 49 年 4 月 4 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 5 月 20 日から同年 9 月 22 日まで
④ 昭和 53 年 2 月 15 日から 54 年 5 月 1 日まで
⑤ 平成 4 年 4 月 1 日から 7 年 7 月 1 日まで
⑥ 平成 10 年頃の 4、5 年間

私は、申立期間①はA社又はB社に、申立期間②はC社に、申立期間③はC社又はD社に、申立期間④はE社に、申立期間⑥はF社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間⑤はG社での標準報酬月額が 30 万円になっているが、給与はもっと高かったと思うので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社が適用事業所ではなくなり、名称をB社に変更して新規適用されるまでの期間であるが、当時の複数の同僚は、申立人が当該期間に勤務していたと証言している。

しかしながら、当該期間は両事業所とも厚生年金保険の適用事業所ではなく、同僚の 6 人全員が厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

また、B社は既に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、同僚も給与からの保険料控除について承知しておらず、証言が得られない。

申立期間②については、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間にC社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和49年5月1日からであることから、申立期間②は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当時の役員は、厚生年金保険の適用を受ける前の期間について従業員の給与から保険料を控除することは考えられないと証言している上、同役員は申立人と同様に、申立期間②に厚生年金保険の加入記録は無く、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、C社は平成8年6月1日に解散しており、当時の事業主からは証言を得られない上、申立人と厚生年金保険の資格取得日が同じである複数の同僚は、申立期間②に係る給与明細書を所持しておらず、当該期間の保険料控除については不明と証言していることから、当該期間に係る給与からの保険料控除の状況について、確認することができない。

申立期間③について、申立人は、C社又はD社のいずれかに勤務していたと主張している。

しかしながら、申立人の雇用保険の記録から、申立人は昭和50年5月20日にC社を離職し、同年9月22日にD社で資格取得しており、同期間については雇用保険に加入していないことが確認できる上、当該期間に雇用保険の基本手当を受給していることも確認できる。

また、D社が保管している健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書と厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書はいずれも資格取得年月日がオンライン記録どおり昭和50年9月22日となっている上、社員名簿における入社日も同日となっていることが確認できる。

さらに、前述のとおりC社は平成8年6月1日に解散しており、当時の事業主及び同僚からは証言を得られないことから、申立人の申立期間③に係る給与からの保険料控除の状況について、確認することができない。

申立期間④について、申立人とE社での厚生年金保険の資格取得日が同じである同僚は、「自分が入社したときには申立人は既に勤務していたと思う。」と証言しており、申立人が当該期間の一時期に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の雇用保険の資格取得日は厚生年金保険の資格取得日と同日であり、申立期間④は雇用保険に加入していないことが確認できる上、申立人は、当該期間のうち昭和53年4月8日から同年7月6日までは、雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

また、申立期間当時、厚生年金保険を資格取得した同僚のうち雇用保険の記録が確認できる6人は、全員厚生年金保険と雇用保険の資格取得日が一致しており、複数の同僚は「会社は事務をきちんとしており、従業員の採用時から社会保険に加入させていた。」と証言している。

さらに、E社は昭和59年12月2日に解散しており、当時の事業主及び複数の同僚からは証言を得られないことから、申立人の申立期間④に係る給与

からの保険料控除の状況について、確認することができない。

申立期間⑤について、申立人は標準報酬月額の変動について申し立てているが、申立人は当時G社の事業主であり、当該期間の報酬月額については詳細を記憶していないものの、「平成4年4月頃に標準報酬月額変更届の届出を組織として行っていると思う。また、それにより、厚生年金保険料の控除額及び納付額は従前より少なくなっていると思う。厚生年金保険料控除額は標準報酬月額に応じた金額であり、標準報酬月額が下がったのに保険料控除額は従前どおりということは無いと思う。」と証言している。

また、当時の複数の役員の標準報酬月額は、申立人と同様に平成4年4月には月額変更届の処理により30万円に下がり、7年7月には月額変更届の処理により59万円に上がっていることがオンライン記録から確認できるところ、そのうちの一人で経理を担当していた役員は、申立人を含む当時の厚生年金保険被保険者の保険料控除額について、「標準報酬月額に対応した金額だろう。」と証言している。

さらに、申立人は、給与からの厚生年金保険料の控除額を確認できる資料を保管していない上、同僚からも証言を得られないことから、申立人の申立期間⑤に係る給与からの保険料控除の状況について、確認することができない。

申立期間⑥について、申立人は平成10年頃の4、5年間、F社に勤務していたと主張しているが、オンライン記録から同社が厚生年金保険の適用事業所であることは確認できず、商業登記簿から平成10年1月1日に商号をG社に変更していることが確認できる。

また、申立人は、F社は自分が代表者でほかに社員はいなかったと説明しており、同僚からの証言を得られないことから、申立人の申立期間⑥に係る給与からの保険料控除の状況について、確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人はG社で健康保険を資格喪失した平成10年5月31日及び14年5月21日以後に、各々継続療養証明書の交付を受けていることから、当時社会保険には加入していなかったことが推認できる上、申立期間⑥については全て厚生年金保険又は国民年金（第1号及び第3号被保険者として納付済）の加入期間であることが確認できる。

このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③、④及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間⑤について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日まで
② 平成 7 年 6 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで

A 社及び B 社に勤務した期間のうち、標準報酬月額が従前より低くなっている期間があるが、給料が下がったことは無いので標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は申立事業所において経理事務を担当しており、「厚生年金保険料の控除額については、早見表で確認して標準報酬月額に対応する金額を控除していた。」と証言しているところ、申立人が経理担当であった当時の給与明細書を保有している同僚の厚生年金保険料控除額に対応する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できる。

なお、申立期間に係る申立事業所の被保険者で、昭和 62 年と 63 年の標準報酬月額の定時決定が行われている申立人を含む 9 人のうち、62 年より 63 年の標準報酬月額が下がっている者は申立人だけでなく、申立人を含めて 5 人いることが確認できる。

申立期間②について、申立人は A 社の勤務時から給料は下がっていないと主張し、当時の事業主は、従業員の給料を従前とほぼ同じぐらいに設定したと思うと証言している。

しかしながら、A 社で平成 7 年 6 月 1 日に資格喪失し、B 社において同日付けで資格取得した申立人を含む 4 人の被保険者のうち、資格取得時の標準報酬月額が従前より下がっている者が申立人以外にも 1 人いることから、同

社が資格取得届に記載した報酬月額はずしも従前と同額ではなかったことが推認できる。

また、申立期間②のうち27か月は、給与振込額とオンライン記録に基づく社会保険料（健保・年金・雇用）を合計した金額が、標準報酬月額に対応する報酬月額の範囲内であることから、おおむね標準報酬月額に基づく年金保険料を控除されていたことが推認できる。

さらに、申立期間②のうち27か月分の給与明細書を保有している同僚の厚生年金保険料控除額に対応する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

なお、A社及びB社の当時の事業主は、いずれも厚生年金保険料の控除額に関する資料は保管していないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたか否かは不明であると回答している上、文書照会に回答のあった複数の同僚は、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除の状況を承知しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除額を確認できる証言や関連資料等を得ることができない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで
私が、A社（現在は、B社）に勤務していた昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 4 月 1 日までの期間における標準報酬月額について、年金事務所の記録と実際の給与の額に相違があるので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、月給を 13 万円程度もらっており、実家に毎月 5 万円を仕送りしていたと主張している。

しかしながら、B社が人事記録として保管している申立人の経歴書を見ると、「昭和 47 年 4 月 1 日準社員月俸 29,000-」の記載が確認できるところ、月俸 2 万 9,000 円は標準報酬月額の 3 万円に相当し、これは、当該事業所が加入しているC厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員資格取得届及び厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届に記載されている標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人と同期入社と同僚 16 人の入社当初の標準報酬月額は、4 人が 2 万 8,000 円、12 人が 3 万円であり、これら同僚のうち 2 人は、入社時の給与の額について、それぞれ 2 万 6,000 円、2 万 7,000 円ぐらいだったと証言しており、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人は給与支払明細書等の関連資料を有しておらず、B社も賃金台帳等の関連資料を保管していないため、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 21 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A事業所（現在は、B事業所）C支店に勤務し、勤務を始めた月から退職した昭和 59 年 8 月の給与支給分まで厚生年金保険料が控除されているが、退職した同年 8 月分について厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A事業所C支店に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと主張しているが、申立期間に係る雇用保険被保険者の記録は、昭和 55 年 4 月 1 日から 59 年 8 月 20 日までとなっている上、D厚生年金基金の加入員記録も 59 年 8 月 21 日に資格喪失となっており、申立人の申立期間に係る勤務の実態について、確認することができない。

また、B事業所は、申立人の申立期間に係る当時の資料は保存していないが、同事業所は「現在は厚生年金保険料等の控除は翌月の給与から控除しており、当初から翌月控除していたと考えられる。」と回答しているところ、申立人が保管している給与明細書により、標準報酬月額変更や厚生年金保険料率改定に伴う保険料は、翌月の給与から控除されていることが確認できるものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については確認することができない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。